

# 平成16年度

## 情報公開制度・個人情報保護制度運用状況

### 情報公開制度

情報公開制度とは、市民の皆さんが必要とする市政に関する情報を請求する権利を保障し、市民の皆さんからの請求に応じて市政に関する情報を市が公開する義務を負うことにより、市民の皆さんが市政へ積極的な参加をし、公正で開かれた民主的な市政を推進していくことを目的とした制度です。

この制度では、市が保有している情報が対象となり、公開することを原則としますが、個人のプライバシーに関する情報など公開できないものもあります。

### 市政情報

平成16年度の市政情報の公開請求などの状況は、表1のとおりです。

表1 市政情報の公開請求などの状況

区分	不服申立て		不服申立て		不服申立て
	決定内容	非公開	一部公開	全部公開	
公開請求	6	5	1	0	0
任意開申出	0	0	0	0	0
計	6	5	1	0	0

※任意的公開申出→市民の方など公開請求をすることができる方以外の方からの請求

### 情報公開審査会

この審査会は、市政情報の非公開などの決定に対する

公表することができない場合は、市長に届け出て、これを

は、市長に届け出る

れています。

る不服の申立てを審査したり、情報公開制度の運営について審議したりします。平成16年度は、1回開催されました。

平成16年度の届出状況は、左の表3のとおりです。

### 目的外利用と外部提供の届出状況

市民の個人情報は、収集の目的の範囲内で利用することを基本としていますので、市の内部でほかの目的に利用(目的外利用)したり、市以外のものに提供(外部提供)したりすることは、原則として禁止されています。しかし、(①法令などに定めがある場合②あらかじめ本人の同意を得ている場合③災害時において、緊急かつやむを得ない理由がある場合④実施機関が事務を進めていくうえで公益上やむを得ないと認められる場合で個人情報保護審議会の同意を得たとき、のいずれかに該当する場合には、例外として目的外利用、外部提供をすることができます。

▽市政情報の公開、自己情報の開示などの請求や相談:本庁舎2階「情報公開」

▽市政情報の開示:お問い合わせ窓口にて

▽費用

▽写しの交付や郵送:その

作成などにかかる費用

▽写しの交付や郵送:その

作成など